

平成24年第2回多賀城市議会定例会会議録（第4号）

平成24年6月20日（水曜日）

◎出席議員（18名）

議長 板橋 恵一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 恵子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

14番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典
会計管理者 永澤 雄一
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志
主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

今定例会、本日で最終日です。本日も慎重な御審議をよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において吉田瑞生議員及び昌浦泰已議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第 2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

12 番阿部正幸議員の登壇を許します。

（12 番 阿部正幸議員登壇）

○12 番（阿部正幸議員）

私の質問は、通告どおり 3 点です。

1 点目は、通学路の安全点検調査の取り組みについて伺います。

本年 4 月に京都府亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3 人が

死亡、7人が重軽傷を負うという痛ましい事故が起きました。現場は児童らが通う小学校近くの府道で、ふだんからスピードを出す車が多く、PTAや地元自治会から再三安全対策を求める要望が上がっておりました。その後も千葉県館山市や愛知県岡崎市、大阪市中央区で登下校中の児童を巻き込む交通事故が相次いで起きました。

この状況を踏まえて、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、平成24年5月30日付にて文部科学省から都道府県教育委員会へ通学路の交通安全の確保についての通知が出されました。

この内容は、学校が保護者等の協力を得ながら通学路を点検し、道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地・倉庫・空き地などの身を隠しやすい場所がある、大型車が頻繁に通る、などの交通安全上の危険箇所を一つ一つピックアップして、道路管理者及び地元警察署等による合同点検の実施を調整し、その後、調整した危険箇所を点検し、その中から学校や保護者、道路管理者及び警察署で協議の上、対策の実施について対策必要箇所として抽出することになっております。

昨年、警察庁の統計による小学生の通学路での事故による死傷者数は2,485件となっております。1年生が747人、2年生が550人、3年生が420人、4年生が329人、5年生が259人、6年生が180人となり、低学年になるほど事故に巻き込まれる件数が多くなっております。

事故があってからでは遅いと既に通学路の安全点検を実施している地域もありますが、本市において実施時期や実施方法等について、どのような取り組みをするのか伺います。

2点目に、被災事業者の再建について2つ伺います。

第1に、被災事業者を支援する仮設店舗等貸与事業につきまして、4月6日に町前三丁目に仮設店舗、仮設事務所が24区画完成し、6月15日現在では15件の事業者が入居しております。入居している被災事業者から使用期間が平成26年7月までとなっており、入居期間の延長を求める要望があります。また、入居できる期間が短いことから入居を見送る被災事業者もおります。事業の安定が図れるよう使用期間の延長を求めますが、いかがでしょうか。

第2に、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、いわゆるグループ化補助事業の5次の申請が5月31日に締め切られ、宮城県内では147グループから1,431億円の要望があり、申請額は予算枠の9倍以上に膨らみました。これまで県内65グループ、1,192事業所に1,195億円の交付が決まっております。申請者所在地が多賀城市で採択されたグループは、2次の募集で多賀城市中央商店振興会、また、循環器系医療機器のサプライチェーングループの2つのグループが採択され、3次の公募では仙台港多賀城地区経済活力基盤産業群の1つのグループが採択され、今まで3つのグループが採択されております。

今回の5次の申請で本市から申請したグループは15グループと聞いております。今回の申請でも多賀城・七ヶ浜商工会の指導を受けながらグループ内で何度も打ち合わせを行い、

申請書の作成が深夜にも及んだグループもあったようです。多賀城・七ヶ浜商工会では、被災事業者が一日も早い再建を目指し、グループ化補助金の申請アドバイスや金融相談、雇用の確保などの各種支援対策の提案、公的補助金の活用、二重ローンの解消など復旧・復興対応相談窓口を設置し、きめ細やかな相談業務をしております。

被災事業者はわらにもすがる思いで再建に向けて頑張っております。その支援として、多賀城・七ヶ浜商工会安住商工会長は、今回のグループ化補助金申請に対して市長の推薦書をお願いしたいと本市に強く要望いたしました。申請した被災事業者からは、大変心強かったとの声も寄せられております。また、本市でも安住商工会長の要望を受け、推薦書を希望するグループに対して市長の推薦書を出したことは評価いたします。

県では、150億円の予算から今般6月、県議会の追加補正を行い、本年度分として315億円に追加するとしておりますが、県内の申請したグループ数が多いことから、採択されるグループは少ないと思われれます。

被災者事業者が再建することによって雇用も生まれ、地域の活性化につながることから、本市においても、被災事業者が再建できるようしっかり支援することが大切です。しかし、被災事業者に対して、現在の本市の支援制度である被災事業者支援事業費補助金では十分とは言えません。被災事業者の復旧、そして再建に向けていくためにグループ化補助金の6次申請の要望を強く求めますが、いかがでしょうか。

3点目に、再生可能エネルギーを活用した取り組みについて伺います。

地球温暖化防止のために二酸化炭素排出削減、省エネルギーの推進及び原子力発電所の稼働停止の影響によるエネルギー確保の課題から、今後、太陽光や風力・水力発電などの再生可能エネルギーの導入やエネルギー性能の高い設備への転換などクリーンエネルギーを最大限活用していくことが課題となっております。

先月25日には、東日本大震災の被災地で東北最大の大規模太陽光発電所メガソーラーが七ヶ浜でスタートいたしました。石巻市では今月7日、災害公営住宅の設計に関するガイドラインを発表し、災害時の停電に備え太陽光発電システムを設置するとありました。東京の目黒区の給水場では配水池に流れ込む水道水を利用した小水力発電で一般家庭100軒分に相当する発電が可能となっております。

被災地の復興に当たり、環境配慮型の新しいまちづくりとして、県は再生可能エネルギーを活用したエコタウンの形成を目指しておりますが、本市の取り組みについて具体的に伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

阿部議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の通学路についての御質問は教育長に回答させますので、私のほうからは 2 点目の被災事業者の再建についての御質問及び 3 点目の再生可能エネルギーについての御質問にお答え申し上げます。

それでは、被災事業者の再建についての御質問のうち、まず 1 点目の仮設店舗の使用期間の問題でございますが、昨日、佐藤議員にお答えいたしましたとおり、今後、入居条件の緩和や建築物の期間延長等を復興庁、宮城県等関係機関に働きかけてまいりたいと思います。それから、次の 2 点目の中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は、本市の企業等の早期復旧に向けて必要不可欠な制度であるとの考えから、本県の被災市とともに宮城県市長会として予算の拡充と制度の継続等を取りまとめ、既に関係省庁に要望をしております。さらに、この要望案件は、今月 6 日に開催されました全国市長会においても満場一致で決議され、今後は全国市長会として関係省庁へ要望活動を行うこととされているところでもございます。私自身も本県選出国會議員に対しまして、予算の拡充と制度の継続等を強く訴えてまいりました。このように今後も機会あるごとに中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続を国に強く求めてまいりたいと思います。阿部議員おっしゃった 6 次申請の要望を当然強く求めていく覚悟でございます。

3 点目の再生可能エネルギーを活用した取り組みについてでございますが、多賀城市震災復興計画においては、エネルギー循環型都市に向けた環境整備という復興基本事業を掲げ、エネルギーが地域で生み出され、地域内で利用される環境が整備されるよう取り組みを促進することとしております。

震災以後、再生可能エネルギーを活用した取り組みに関しまして、民間企業等からさまざまな形の提案を受けているところでございますが、本市では現地再建を基本にまちづくりを進めていることから、現時点でエコタウン形成に向けた具体的な取り組みには至っていない状況でございます。先月、宮城県内の津波被災市町における再生可能エネルギー活用の取り組みに関する情報を共有するため、みやぎスマートシティ連絡会議が設置されたことから、今後、再生可能エネルギーを活用したエコタウン形成につながるような先進事例の情報収集と研究を進めてまいりたいと思っております。

私からは回答は以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

それでは、1 点目の通学路の安全点検調査の取り組みについては私のほうから御回答申し上げます。

指定通学路の安全点検については、これまでも横断歩道、踏切、不審者、ブロック塀、水辺等を PTA や学校支援の方々の協力を得て、さらには子供たちが参加をいたしまして調査をしております、特に小学校では危険箇所マップなどを作成いたしまして、安全な登下校

について指導を行っているところであります。

ただし、今般問題になっているのは、阿部議員御指摘のとおり、本年4月以降に全国各地で登校中の児童等の列に乗用車が突っ込むという痛ましい事故が多発していることでございます。

このことについては4月27日付で文部科学大臣から、通学路の安全点検や安全確保に全力を尽くすよう緊急メッセージがあり、引き続きまして、5月1日付で学校の通学路の安全確保の徹底について通知がありました。これを受けまして、本市では改めて緊急調査を行い、5月10日に通学路の安全確保が必要と思われる箇所について再把握をいたしたところであります。

その結果、道路が狭い、歩車道の区別がない、信号の時間調整が必要であるなどの問題を確認いたしました。特に信号の時間調整については早速交通防災課を通して塩釜警察署に要望書を提出したところであります。

今回確認されたこれらの問題は、学校だけで解決できるものではございませんので、5月30日付の文部科学省からの通知にありますとおり、今後、学校、保護者、警察、道路管理者の連携のもと、安全対策が必要な箇所の点検作業を行いまして、実効性のある対策を検討することといたしております。また、このこととあわせて、登下校時の道路のはみ出しや交差点での急な飛び出しなどの心配があることから、児童・生徒の危険に対する認識を深める安全教育を今後とも進めてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

12番阿部正幸議員。

○12番（阿部正幸議員）

1点目の通学路の安全点検調査の取り組みでございますけれども、既に学校で危険箇所のマップの作成もしており、そしてまた各学校においても通学路の安全点検調査は各学校ごとに実施しているということにつきましては、私も承知しているところでございます。今までは保護者、あるいは学校、また警察などが関係機関へ要望を上げて改善されるまでに多くの時間がかかることもありました。本市において登下校中に小さな事故ではあったけれども、このような小さい事故はあったという報告は聞いておりますが、ただし、今教育長答弁でもございましたが、小さい事故だとしても重く受けとめて再発防止に努めていかなければならないと、このように考えているところでございます。今回は教育長の今答弁にもありましたが、学校関係、あるいは保護者と連携をとりながら地元の警察署と道路管理者が協力して点検をする。日程も調整しながら一緒に緊急の合同点検をするというこういうスキームになっております。実効性のある対策をしっかりと検討していただきたい。その上で、今回、文科省からの通知は、小学校が対象になっております。しかしながら、小学校と中学校が同じ通学路を通っている箇所もございます。ぜひ中学校からもこの通学路の危険箇所について情報をしっかりと収集していただいて、そして今回のこの交通安全点検調査に中学校

と連携も図りながら危険箇所を情報共有した取り組みをしていただきたいとこのように思いますが、この点いかがでしょうか。

また、2点目の被災事業者の再建につきまして、昨日、市長からも答弁がありました。使用期間の延長につきましては、復興庁及び県の関係者にぜひ働きかけていただきたいと思いますし、また、先週金曜日、6月15日の午後には入居者の要望とその意見交換が開かれました。その場に中小企業基盤整備機構東北支部の職員あるいは本市の職員も同席したということでございますので、店舗の環境整備につきましても、さまざまな要望また意見がここで上げられたと聞いております。どうか入居者の皆様の要望にも耳を傾けていただき、その課題解決に向けてその支援をぜひお願いしたいと思っておりますが、この点についても再度御答弁をお願いします。

また、グループ化補助金につきまして全国市長会で満場一致ということで要望していくということで決まったと。また、市長としても強く県、あるいは国に要望していきたいという御答弁で大変心強く思っております。しかしながら、この申請書の作成には大変御苦労があるというふうに伺っております。多賀城・セケ浜商工会ではいろいろな相談業務の中できめ細かいアドバイスをしておりますけれども、本市においても被災事業者を支援する趣旨から、しっかりその多賀城・セケ浜商工会が困っている課題とかも、そういう要望なんかも聞いていただきながら、連携を図って被災事業者の再建に向けた取り組みをぜひお願いしたいと、このように思いますが、この点についても御答弁をお願いしたいと思います。

3点目の再生可能エネルギーにつきましては結構でございます。

以上、お願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

阿部議員の再質問でございますけれども、仮設店舗のほうはいろいろと要望があるかと思っておりますけれども、きのうも佐藤恵子議員に答弁したように、いろんなところに働きかけて、復興庁と宮城県のほうですね、しっかりやっていきたいと思っております。

それから、グループ補助のほうも、これ今も本当に10倍ぐらいですか、の規模になってしまっ、最初のころは余りうちのほうには補助つかなかったんですけども、3次補正で御存じのようにあのようについたということは、本当にもらった方々は非常に弾みになって復旧・復興に向けて大きな意欲を持って取り組まれるようになったわけでございますから、同じような補助をもらえるように、いろんな方々の要望も聞きながらこれからも努めてまいりたいという思いでございます。頑張りますのでよろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

通学路の安全というふうなことで、通達は小学校というふうになっているんですが、どうし

たんだろうというふうに私も内輪で話しておりますので、そういうことはいかないので、5月10日にもう中学校の分についても調査をいたしました。それで、小学校、中学校と通学路ですから、全体について対応していきたいということであります。

文科省のほうでは8月末までに調査しなさいということで、そんなことできませんので、5月10日に終わったということ。

それから今、9月10日までにどうするか考えなさいというふうなことであるんですが、市教委のほうからは各関係、警察とかその関係の方にもう依頼を申し上げました。それで小学校、中学校、各学校でいつPTAと協力しながらやれるのかと。日程先に報告なれば早速始めるということで、9月10日などと言わないで、7月中には何とかその辺のところを整理整頓したいと考えております。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

12番阿部正幸議員。

○12番（阿部正幸議員）

教育長の今のお話、中学校も早速調査をしてやっているということで、やっぱり一日も早く危険箇所を抽出していただきまして、これにつきましても実効性のある対策をしっかりと検討していただきたいと、このように要望をするところでございます。

最後、市長にお伺いいたします。グループ化補助金の件につきまして市長の認識と私の認識も一緒でございますけれども、震災から1年3カ月過ぎた今なお、グループ補助金を申請するグループが本市からも10グループ以上あったと、今回。このように聞いておりますけれども、その被災事業者の再建、そしてまた雇用の確保の視点からこのグループ化補助金を申請するグループに対しまして、今回、第5次でも行いましたけれども、市長の推薦書をぜひいただきたいというグループにつきましては、ぜひ6次のときも対応していただきたい、このように求めますけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今回も申請された方々に対しまして、恐らくすべてに対して推薦状を配布したはずでございます。6次の場合でも同じように、もう私のほうの推薦でよければ本当にどんどん発行したいと思っておりますので、ぜひグループ何組でも国のほうから補助をいただけるようにそれは頑張りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員の登壇を許します。

（8番 藤原益栄議員登壇）

○8番（藤原益栄議員）

きょうは旧暦の5月の1日でございます、梅雨の時期の台風は珍しいわけですが、きの

うからきょうにかけまして台風 4 号への対応、大変お疲れさまでございました。
議会出席のほとんどの方々が寝不足状態と思いますし、また一睡もしてない方も多数いら
っしゃると思いますが、予定どおり簡潔に質問をさせていただきたいと思います。
私の質問は 2 点でございます。

第 1 は、宅地かさ上げへの補助の問題でございます。

昨年 12 月議会の一般質問の中で私が、「ポンプ場と雨水排水路の整備だけでは対応し切れ
ないところもある。上げてもらわないとだめなところもある。そういうところについては補
助制度もつくってほしい」と、こういう提起をいたしました。それに対しまして、市長は「土
盛りの補助に関しましてはいろいろ検討してみたい」と答えたわけでございます。本年の 2
月議会では一般質問で江口正夫議員と根本朝栄議員が取り上げました。いずれも市長の答
弁は前向きのものでございました。

4 月に入りまして、5 日付の地元紙に次の記事が掲載をされました。「多賀城市は 4 日、復
興交付金の第 2 次申請に、東日本大震災で地盤沈下した宅地かさ上げに対する支援事業を
盛り込んだ。1 戸 100 万円を上限に工事費を補助する方針で、採択が見送られた場合、市
独自の支援制度を検討する。対象は桜木、栄地区で云々」という記事でございます。

私も、この記事を受けまして、最初から特定の地区に限定をした補助制度はおかしいと
の立場から、4 月の 25 日に日本共産党多賀城市議団として市長に申し入れを行いました。
その中心点は、津波被災地域全域を対象にすべきだというものがございます。

この問題は、さらに 5 月 15 日の東日本大震災調査特別委員会でも論議されまして、地盤
沈下 1 メートル程度以上、TP、東京湾平均海面だそうですが、0.7 メートル未満という条
件を外して、津波被災地域全域での実施を求めることで一致をいたしまして、翌 5 月の 16
日の午前 9 時、議会全体の意思として正・副議長、正・副特別委員長の 4 名で市長に対し
て申し入れを行ったわけでございます。

これに対する回答は、5 月 30 日の東日本大震災調査特別委員会に報告をされました。内容
は、地盤高が TP0.7 メートル未満の宅地に限定するというもので、従来の立場を一歩も出
るものではありませんでした。この条件に合致するのは、これまでの調査の範囲では桜木・
栄地区のみでありまして、恐らく今後の調査でこの条件をクリアできる地域は大代の一部
に限定されるであろうと私は考えてございます。

私がここで言いたいのは、今議会に 1 億円の助成金が計上されましたが、まずこの制度で
出発をして、さらに TP0.7 メートル未満という基準を撤廃し、文字どおり津波被災地域全
域に拡充をしていただきたいということでございます。その理由について以下 4 点を申し
上げます。

第 1 に、市当局は、今度の制度を雨水対策への支援と位置づけております。雨水の被害は
地盤高が 0.7 メートル未満のところだけで起きているではありません。地盤高はそれ以
上であっても、くぼ地になっていたり、ポンプや排水路が未整備の場合に発生をしているわ
けであります。したがって、雨水浸水対策と称して TP0.7 メートル未満に限定するの

は私は筋が通らないと思います。雨水被害の強弱はありますが、雨水浸水被害地域と津波被害地域はおおむね一致をしております。つまり住民の皆さん方は重ねて被害をこうむっておりまして、津波だけではなく大雨が降れば浸水を心配せざるを得ない、そういう地域となっております。こうしてしょっちゅう心配をかけている皆さんに対して、市が任意に決めた基準以外は切り捨てるということはすべきでないとは私は考えます。

第2の理由は、ポンプを完備し、排水路を完備し、雨水被害に備えるとなりますと、5年、10年という一定の期間が必要になります。それまで大雨は待ってくれるのか。そんなことはありません。そういう中で宅地のかさ上げ、ないし基礎上げは極めて即効性のある雨水対策になります。それを特定の地域だけに限定するのは納得がいきません。

第3ですが、津波被災地域を対象を広げた場合、お金はどのぐらいかかるのか。補正予算の質疑で確認をいたしましたら、津波被災地域の解体戸数は現在400件台で、このすべてがかさ上げするとは考えにくいわけではありますが、1戸100万円限度で補助をした場合、上限は4億円台であろうという回答でございました。今、復旧・復興対策は国から結構お金がおりておりまして多賀城市の基金もふえてございます。もともと私どもは千年に一度の大災害に遭遇したのに、今使わないでいつ使うんだと。例えば土地開発基金の25億円を有効に使うことを提起してまいりました。その後、たしか10億円ほど取り崩してはおりますけれども、5億円の負担ができないわけではありません。

そして、第4に、本市は現地復興を打ち出しております。津波が来たけれども、台風15号の雨水被害はあったけれども、どうかそのまま住んでください、そういう方針を市はとっているわけでありまして。それでしたらそれ相応の応援をするというのが市の務めではないでしょうか。

私は、以上の4つの理由から津波被災地域全域での宅地かさ上げ補助を求めるものでございます。市長の明確な答弁を求めるものでございます。

質問の第2は、多賀城西部地区の雨水を桜木方面に流さないための手だてをどうとったのか、どうとろうとしているのかについて伺います。

この問題は昨年の12月議会で取り上げまして、ことしの雨期前には仙台港に流してやるために工事をすると。それが私の質問に対する回答でございました。

しかし、既に梅雨に入りまして、台風4号の上陸もあったわけでありまして、いまだに六貫田雨水幹線の桜木側の側面に土のうを積んでいるだけでありまして、恒久的な措置はとられておりません。今のままでよいと思っているのか、それとも何らかの事情で工事がおこなわれており今から対策をとろうとしているのか、明快な答弁を求めまして最初の質問とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の津波被災宅地へのかさ上げ補助についてでございますが、今回補正予算で御提案を申し上げた制度に加えて、さらに拡充の検討をされたいという御質問ですが、補正予算特別委員会でも申し上げましたとおり、議会からの提案につきましては重く受けとめ、庁内で時間をかけて議論をし、その結果、補正予算の内容になったものでございます。したがって、現時点で制度を拡充する考えには至りませんが、今後の水準測量の結果や総合治水計画における現状分析の推移、さらには復興交付金事業に関する国の動向等を見きわめていろいろ考えてまいりたいと思っております。

2 点目の雨水対策についての御質問でございますが、この件に関しましては現在、両開口部分ともゲート等を設置し、桜木地域に流入しないための工事発注の準備をしております。9月の台風シーズン前までには設置を完了したいと考えております。なお、5月下旬に六貫田雨水幹線側の開口部分に大型土のうを設置し、桜木地域に流入しないよう暫定対応をしております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

質問も簡潔だったんですけども、答弁も簡潔でしたね。

かさ上げについては、今後の調査を見てということなので、一縷の望みはあるかなという感じもするんですが、国の交付金事業の動向を見てというのは、これはもうほとんど見込みがないだろうと。だから、私は独自の事業としてやるかやらないかということになるだろうと思うんですね。それで、私は一応理屈めいたことを4つ言ったんですよ。何で0.7メートルにこだわるのはおかしいのかということですね。

1 つは、水害対策と称してこれをやるんですが、いわゆる雨水の被害が起きているのは、そういうところだけじゃないんですよ。0.7メートル以上あったって、くぼ地になっていたりポンプが未整備だったり、水路が未整備だったり、そういうところは起こるんですね。しかも、第2の理由に私挙げましたけれども、延々と水路を整備してポンプ場をつけるとなると相当の金と時間かかるんです。そういうことを考えると、私はやっぱり即効性ということを考えたり被害の発生状況を考えたら、0.7メートルということにこだわるのがやっぱりおかしいんじゃないかと。どう考えてもそういうふうに思うんですね。そういう点について、その理由について、私が言っている理由について市長はどう考えるのか再度回答いただきたいと思います。

それから、お金なんですけれども、今度の津波の被害に遭った皆さんは文字どおり千年に一度の大災害に遭遇したわけですね。それで、その後に9月の21日に台風15号の雨水浸水の被害がありました。もうだめだと。津波だけだったらしばらく来ないだろうと。だけれども、今後のやつでもうだめだということで移転を決意した人が相当いるわけです、その雨

水の被害に遭って。そういうことを考えると、私はけちっていいのかという感じがやっぱりするんですね。しかも、さっき第4の理由で挙げましたけれども、多賀城市は現地復興という方針出したと。いろいろ被害はありましたけれども、どうか皆さんそのまま住んでくださいと。それが多賀城の立場なんですよ。だとすれば、私は5億円ぐらいかかるかもしれないけれども、やっぱりその津波の被害に遭っても頑張ってくれている雨水被害に遭っても引き続き頑張っておきに住んでくれている。いや多賀城が好きだからですよ。そういう人たちにきちんとした応援するという姿勢を私は、余り金でけちらないで、そういう市民にやっぱりきちんとこたえるべきじゃないかと私は思うんですね。そういう点でその心ということ非常に大事にしている市長から、もう一度回答をいただきたいと思います。

それから、質問の第2なんですが、西部地域の雨水を桜木方面に流さないための手だて、それは必要性も認めて9月ごろまでにはやるということなんですが、実は私は雨期シーズンまでにはやるというのは多分6月ぐらいまでにはやるんでないかと思っていたんですが、これは最初から9月という予定だったんですか。梅雨時期の台風も珍しいんですが、ちょっとこれは急いでほしいんですがね。桜木と栄地区の雨水対策で一番即効性があるのはこれですよ。一番被害が大きくて一番即効性があるのはこの事業なんですよ。だから、9月までにはなんて言わないで、もう少し早められませんか。この点について再度御回答をいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

再質問にお答え申し上げますけれども、最初のやつは先ほど申し上げましたように一縷の望みという話を藤原議員から言われましたけれども、水準測量がまだ終わっていないということ、それから総合治水計画の現状分析をもう一度こまいところまでやらせていただいた結果で最終的にもう一度判断したいと思いますので、ぜひその重みをわかっていたいただければなと思います。何か心を大切に市長だなんて言われますと、私も本当に大変だなという思いがするわけございまして、ぜひ、私の知っている方もやっぱり桜木から、菊地さん、もうここにいられないと。何回も水害に遭ったし、今回の津波でやられたしということで、ある方が仙台に引っ越してしまったということがございます。本当にいろんな方々とお友だちになって、もっともっと住みたかったんだけど、離れざるを得なくなっちゃったんですということで。私も本当に寂しい気持ちでございました。そういう方もいらっちゃったということで、現地復興するためにもそれは当然かさ上げが即効性があるというのはわかりますし、これから総合治水対策としては下水道の整備関係も大切ですし、あるいはいろんなところに遊水池的な機能も持たせなくちゃいけないというそういうことも考えていかなければいけないかなという思いでございまして、その辺はぜひわかっていたいただければなと思います。

3番目の雨水対策の関係、桜木方面に流出しないようにということ、この時期的なものは、

ちょっと建設部長から答弁させますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

今藤原議員おっしゃられるとおり、なるべく早く対応するということで考えてございました。年度かわって復旧事業に相当の時間を要したということもあります。つい先日、この設計が終わりまして発注準備にかかっていますので、7月には発注して9月までには何とか終わる準備を整えましたので、それで対応していきたいと考えてございます。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

そうすると、最後のやつですが、幾ら頑張ってもやっぱり9月になっちゃうということなんだね。おくれないように頑張ってくださいね。

それから、最初のほうなんです。市長は非常に重要な回答をしました。今、何か今までの説明だと、もう考慮の余地がないみたいな答弁だったんですけども、市長でなくて建設部長だったかな、だけれども、今はその水準測量をやって治水対策の総合計画の結果を見て、もう一度考えてみるということなので、そのときにデータを公表していただいて、また私もいろいろ提起しますので、もう一度考えていただくということでよろしく願いします。以上です。

○議長（板橋恵一）

13番根本朝栄議員の登壇を許します。

（13番 根本朝栄議員登壇）

○13番（根本朝栄議員）

私の質問は、通告どおり次の3点でございます。

まず初めに、災害公営住宅についてお伺いいたします。

東日本大震災発生から1年3カ月が経過しておりますが、この間、職員の皆様を初め全国の各自治体の皆様、関係各団体の皆様の御支援・御協力をいただき、復旧・復興へ向けて全力で推進をしてまいりました。現在では津波が上がった形跡を感じられないほど街並みもきれいになっております。しかし、家屋の解体で更地になったところが市内各所で見られるようになり、甚大な被害をもたらしたあの巨大地震のつめ跡を感じざるを得ません。多賀城市の復興の基本的な考え方は現地再建でありますから、一日も早く市民の皆様が再建されることを願うものであります。

さて、このような中、今後の大きな復興の目玉が災害公営住宅の建設であります。なぜなら、みずからの住居を失い、仮設住宅やみなし仮設へ入居されている方々がこの災害公営住宅へ入居されない限り真の復興はないからであります。

現在決定しているのは、桜木地区への建設で、平成25年度完成、26年度の入居開始の予

定となっております、建設戸数は約 140 戸であります。もちろんこの戸数ではどこにも足りない状況でありますから、今後は正確に入居希望者を把握して、建設戸数と建設場所を決定していかなければなりません。

その建設場所に当たり、市長に御提案申し上げます。

このたびの震災で西部地区においては津波は上がらなかったものの、自宅や借家の家屋被害が甚大で解体せざるを得ない状況となり、仮設やみなし仮設に入居して自力再建が大変厳しい方が相当数おります。こういった方々はもともと西部地区に住んでいたため地元を離れたくないと考えており、また小・中学校の子供を持つ家庭でも、転校はさせたくないとの思いから西部地区への建設を希望しております。また、高橋や山王の仮設に入居されている桜木や明月地区など津波被害が甚大なところに住んでいた方の中には、地元に戻るとあの恐ろしい津波を思い出すので、津波が上がった地域には住みたくない。西部地区にこのまま住みたいとの声を耳にするのであります。

本市の復興を推進するに当たり、何よりも重要な視点は、このような被災者への心情・立場を尊重するということとあります。したがって、こういった被災者の皆様の心情にこたえるため、西部地区への災害公営住宅建設を御提案申し上げますが、市長、いかがでしょうか。また、災害公営住宅の建設に当たっては、民間の資金を活用した借り上げ災害公営住宅を検討されてはいかがでしょうか。

借り上げ住宅については山王市営住宅の建てかえに伴い、この手法を採用し高橋地区にロングライフ多賀城として民間の方に建設していただき、それを本市で 20 年間借り上げ市営住宅として運営しております。

私がこの手法を提案するのには 2 つの理由があります。1 つは、ロングライフ多賀城は間もなく建設して 2 年になりますが、いつ行っても整然としてきれいになっていることとあります。所有者が民間の方ということもあり、施設維持のためよりよい工夫と管理がなされております。2 つには、将来の公営住宅のバランスの問題であります。災害公営住宅は被災者が優先して入居しますが、自力再建等で転居された場合などには市営住宅として募集をかけますので、いずれ市営住宅としての機能を持つようになります。

平成 14 年度に策定しました公営住宅ストック総合活用計画において将来の市営住宅の必要戸数が 260 戸となっておりますが、災害公営住宅だけで最大 530 戸程度の必要戸数を見込んでおり、市で直接建設した場合、将来の市営住宅のバランスが崩れてしまう可能性があります。しかし、建設手法を民間の借り上げ住宅とすることにより、20 年間の借り上げ期間が満了したときの公営住宅のバランスを考えて再び借り上げるかどうかを決められるという利点があります。

以上のことから西部地区への災害公営住宅の建設手法については、民間の資金を活用した借り上げ住宅を採用すべきと考えますが、あわせて市長の見解を伺います。

次に、被災者への現地再建支援策についてお伺いいたします。

過日、開会されました補正予算特別委員会の中で新規事業である宅地かさ上げ等補助事業

が審議され、決定いたしました。事業費は約 1 億円であります。

事業の内容であります。宅地の標高が大潮満潮位未満となった地域が対象で、盛土や基礎のかさ上げを 50 センチメートル以上行う場合、100 万円を限度に費用の半分を助成する事業であります。

これはこれで必要な事業と認識しますが、問題は対象地域が一部にとどまり、このたびの大震災で甚大な津波浸水被害を受けた地域すべてを対象としていないことであります。先ほども申し上げましたが、本市の復興計画の基本的な考えは、現地再建であります。大代地区、宮内地区、明月地区、町前地区、八幡地区など大変な被害をこうむった皆様が、さまざまな苦難を乗り越えて市の方針どおり現地で再建しようとしている方が多数おります。現地再建と復興計画でうたいながら、そこに何ら手を打たなければ市民の理解は到底得られないと考えます。

例えば女川町においては、大震災で被災した住民の生活再建に向けた独自の支援策をまとめております。町内で土地を取得して家を建てる場合 200 万円、家のみ取得や建てかえは 150 万円、土地を含む中古住宅購入は 100 万円の補助となっております。また、二重ローンは 50 万円を上限に利息分を助成し、県の同様の制度と合わせ最大 100 万円の補助が受けられます。人口流出に伴う定住策とはいえ、多額の財源が必要となる中、これほど大胆に被災者に寄り添い支援策を講じているのであります。

補正予算の質疑の中で宅地かさ上げ等補助事業は、雨水浸水対策か、あるいは津波浸水対策かと尋ねたところ、雨水浸水対策だとの答弁でございました。

それであるならば、その雨水浸水対策と抱き合わせて津波浸水対策を講じてはいかがでしょうか。標高が大潮満潮位未満の地域で盛土や基礎のかさ上げをする場合は、予定どおり雨水浸水対策として上限 100 万円、大潮満潮位以上の地域で津波被害で同様の工事をした場合、新たに津波浸水対策として上限 50 万円を助成するのであります。そうすることにより市民に公平な現地再建支援策となるのではないのでしょうか。

財源確保が大変厳しい状況ではございますが、国の活用できる制度の研究や復興基金の活用も視野に入れ、財源確保に向けた御努力をお願いするものであります。市長の理解ある答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

根本議員の御質問にお答え申し上げます。

災害公営住宅についての御質問のうち、1 点目の西部地区への建設についてでございますが、災害公営住宅の入居条件につきましては、災害により住宅が全壊、大規模半壊、または半壊で解体を余儀なくされ住まいを失った方が対象でございます。

対象者の多くは津波被災地区にお住まいの方々であり、仮設住宅やみなし仮設住宅にお住

まいになっているため、従前のコミュニティーを維持・再興し、また被災地区を復興させる観点から、さらには現地再建の理念のもとに津波被災地区に津波避難ビルの機能が必要であるとの認識からも、現在のところ、津波被災地区に災害公営住宅の建設を考えておりますが、今後の入居希望者の御意向を踏まえながら必要に応じて検討してまいります。

2点目の借り上げ災害公営住宅についてでございますが、制度上は可能であるものの、直接建設方式と比較しますと、市の財政負担が大きくなるほか、入居を希望するすべての方々に住宅を用意することを考えますと、期間や規模のマッチングがかなり難しいのではないかと印象を持っております。

また、先日開催されました「みやぎ復興推進会議」におきまして、阪神・淡路大震災における事例の報告がございまして、震災後17年目を迎えました現在、空き家の増加に伴う賃借料相当額の財政負担がかなり大きな問題となっているなど、宮城県においても推奨しない意向が示されました。

このようなことから、本市では独立行政法人都市再生機構による建設買い取り方式を採用しておりますが、今後の動向を見ながら用地確保の状況等、必要に応じまして借り上げ災害公営住宅の整備も視野に入れていきたいと考えております。

また、将来の公営住宅とのバランスがとれなくなるのではとの御心配でございますが、既存の市営住宅建てかえにあわせて、災害公営住宅を活用しながら適正な公営住宅の運営を進めていきたいと考えております。

2番目の被災者への現地再建支援についてでございますが、先ほども藤原議員にお答え申し上げましたように今後の水準測量の結果、それから総合治水計画における現状分析の推移を十二分に見ながら、いろいろとそれをあわせてもう一度熟慮していきたいという方針でございますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（板橋恵一）

13番根本朝栄議員。

○13番（根本朝栄議員）

まず、山王及び高橋あるいは地元の家屋被害、住んでいて家屋被害が甚大で全壊の人もいれば、あるいは半壊以上の方がいて解体をして、仮設、みなしに入っている方がいます。そういう方々も当然対象にはなるということでございますから、津波の人だけが対象ではないということですよ。

西部地区に公営住宅が必要だというのは一般質問の先ほどの第1回目の質問の中で言いました。そういう入っている皆さんの御意見がかなりあります。それから桜木地区に住んでいた方が私はここに住みたいという方、こちらに建てていただきたいという要望もじかに受けております。そういうことで今回の質問になりました。

市長は必要に応じて考えるということで、まずそういう希望者のアンケートなりをとって、そのニーズを確認をすると、そういうことですね。しっかりとその辺の西部に今住んでいる

仮設、あるいはみなし仮設に住んでいる皆さんの御意見というものを尊重していただいて、今後検討していただきたいと、このように思います。

それから、借り上げ住宅に関しては、財政的な負担はURにお願いすると8分の7が補助金で来るということで、8分の1もいずれ交付税で来るのかな。恐らく全額担保されている状況ですよ。これは土地までもそうだということだと思います。

ただ問題は、土地を探すといっても西部地区以外はそんなに広い土地というのはないんですよ、住宅密集地ですから、ほとんどが。だったら工場地帯、あの周辺にまとまってしまうのかと。桜木の第七小学校のところありますね。それ以外にそれだけの規模の、公営住宅の規模にもよりますけれども、小まめに建てていくという計画になるのか。やっぱりその五、六十戸のきちっとした建物を建てるとなると、駐車場も含めるとそれ相当の土地も必要になるということなんですよ。そういうことからすると西部地区には土地の所有者がいっぱいいると。そしてまた、そういう西部地区に住んでいる方々の希望として西部地区にも建てていただきたい、そういう希望と合致するので、そういう手法もいいのではないかという御提案でございました。

市長は何だかんだ言いながらも最後に視野にそれも入れて考えていきたいと。ずっと遠回りしてこうして戻ってきましたけれども、そういうことなので、ぜひ視野に入れて検討していただきたいと、このように思います。ここまでは答弁要りません。

被災者の現地再建についてでございますが、先ほど藤原議員にも答弁したとおりの答弁となりました。私がどうしても理解に苦しむといいますか、被災者を応援してあげたいと思うのは、あれだけの一千年に一度の津波が来て大変な思いをして多賀城市の面積の3分の1が津波被害に遭って、そしてここまで今まで復旧・復興を進めてまいりました。その皆さんの心情、大変な心情があるわけです。市の方針としては現地再建というふうにして復興計画をつくったと。大変な思いをしながらもそこでまず更地にして、じゃ盛土をして、基礎のかさ上げもして家を建て直しましょうと、こういうときにその再建策が何も市の応援がないというところに私は疑問を感じるわけです。確かに桜木や、あるいは栄地区の低いところで常に水が上がるというのはわかります。それはそれで大変な地域、一段とまた大変な地域ですよ。そういうところは100万円にしても、大潮満潮時の海面以上のところは、やっぱり津波対策として私はやったほうがいいんじゃないのかと、こういうふう思うんですよ。だから、現地測量してどうのこうのという考え方も当然あります。ただ一方では、市長の政治判断というのがあるわけですよ。この津波被害の皆さんをどう支援していくのかというそういう市長の心を知りたい。先ほど心って出ましたので。そういうことでございますので、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

根本議員の再質問でございますけれども、最後のところだけでよろしいわけでしょうかね。

その気持ちは心はわかります。先ほども申し上げましたように、もう一度いろいろ測量の問題とか、いろんな問題を考慮しながら大潮満潮位以上のところも視野に入れて総合的にどういうふうにしたらいいかということ、先ほど藤原議員にもお話し申し上げましたように、残っていただく方、もう一回ここに再建して多賀城に住んでいただく方を大切にしていきたいという思いは一緒だと思いますので、いい答えになるかどうかわかりませんが、いろんな総合的な治水対策等も視野に入れながらいろいろと熟慮という言葉を使わせていただきましたけれども、考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（板橋恵一）

ここで 15 分間の休憩といたします。再開は 11 時 25 分といたします。

午前 11 時 08 分 休憩

午前 11 時 23 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

10 番森長一郎議員の登壇を許します。

（10 番 森 長一郎議員登壇）

○10 番（森 長一郎議員）

私の一般質問は大項 4 点、6 問であります。

まず、桜木保育所の件であります。昨年 3 月 11 日の東日本大震災において津波による被災も受け、長期避難区域にありながら懸命の職員の誘導により在所保育児童全員を無事避難させることができたこと、改めて職員の皆様、そして関係各位に謝意と敬意を表するものであります。

その後、不便を感じながらも分散保育という形で市内他保育所を利用していただき、本年 4 月にも各保育所に新しく入所された多くの児童とともに、多賀城を担う子供たちはぐくまれているのであります。

そこで、問いの 1 点目は、新年度を迎えた現在の桜木保育所の児童の現状と施設の再建計画を伺うものであります。

また、多賀城市は早々に現地再建を選択し、復旧・復興へと全力を尽くしており、桜木地区に建設を計画していた（仮称）第七小学校用地を被災された方々に住宅を提供するための災害公営住宅建設用地に転用を、住民の皆様の御理解のもとに推進し、災害公営住宅完成については平成 25 年度にと見込んでいるところであります。

現在も現地では住宅をリフォームし、おのあの住居に戻られ、生活を再建されていらっしゃる方もふえてきているのではあります。被災の恐怖はぬぐい去ることはなく、津波に対する多重防御など並行し急ぎ防災・減災の対応をしなければ、真の住民の安心・安全は確保できないのであります。

このように住民には現地再建を推進しているところではありますが、桜木保育所も現地にと考えるのであれば、近隣で同様に被災した幼稚園も含め、多賀城を担う子供たちの安心・安全を確保するためにも、現在桜木地区に計画中の災害公営住宅に「こども園」構想もあわせ内包してはいかがかと思うのであります。

次に、市民歌についてであります。

庁舎、各小学校で市民歌が流され、市の行事などの冒頭にも触れる機会がふえ、市民歌があることは大分認識されたように思っておりました矢先、市民から多賀城に市民歌があるのを知っているかとの質問でございました。続けて、いい歌だね。みんなで歌うと元気が出る。ぜひ地区でも覚えて、さまざまな行事の冒頭に歌いたいとのありがたいお話を伺いました。

市民歌は、昭和51年11月1日に制定され、作詞、佐藤直樹氏、補作、安倍辰夫氏、作曲、片岡良和氏の作品であり、我が故郷多賀城の歴史のまち、緑のある住みよいまち、近代的工業のまちという市政の基本理念を統合し、多賀城の情景・背景をうたい、もろともに生きる喜び、もろともに励む喜び、幸の広がる空青く、まちの未来の限りなくと市民が手を携えて安心・安全な豊かなまちづくりに希望を持つ。まさに東日本大震災後、互いに支え合い、励まし合いながら復旧・復興にと立ち向かう勇気がわいてくるようであります。郷土愛とは故郷を家族を隣人を愛することです。だれしも人生の中で自分を支えてくれた、励ましてくれた心に歌を持っているかと思えます。その歌の一つに多賀城市民歌をと思い、市民歌のCDを全行政区に配布し、そして事あるごとに触れていただき、故郷の歌、復興の歌としても親しんでいただければいかがでしょうか。

次に、7月から施行されます外国人住民の住民基本台帳制度についてであります。窓口業務がどのように変わるのか伺うものであります。

また、制度が施行されることにより多賀城市国際交流協会との連携についての対応を伺うものであります。

最後に、御近所の視覚障害者の方より申し入れがあり、押しボタン型信号機に視覚障害者のための発信音機能がないことを指摘され、確認したところ、ほとんどの押しボタン型信号機には、その方がおっしゃるとおり確かに発信音機能がついていないのであります。しかし、点字ブロックがその信号機前まで続いており、御不便をおかけしているものと思われ。ノーマライゼーションがうたわれて久しくなりますが、まだ改善点はあるようであります。早急に県に対して要請すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、私の今回の一般質問の最初の質問であります。御答弁をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の御質問にお答え申し上げます。

第 1 点目の桜木保育所についての御質問でございますが、震災後、当保育所に通所しておりました 46 名の児童と新規入所予定だった 8 名の児童につきましては、継続的な保育が必要であったため、保護者の希望を伺いながらほかの公立保育所 4 カ所と私立保育所 3 カ所に分散する形で入所していただいたところでございます。

なお、現在の状況につきましては、それぞれの御家庭の希望に沿った保育所において保育を行っている状況でございます。

次に、桜木保育所の再建についての御質問ですが、当該施設の復旧に当たっては児童や職員の安全確保を最優先に安全で確実に避難できる環境を整備するなど、保護者が安心して子供を預けられる環境を確保することが最も重要な課題であると考えております。このような意味から当該施設に隣接する（仮称）第七小学校建設用地で計画が進んでいる災害公営住宅への合築が最良であることから、現在、宮城県を通じて国と協議を行っているところであります。

なお、御質問にありました「こども園」につきましては、現在、国会で審議中の案件でもありますので、今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。

2 点目の多賀城市民歌についての御質問ですが、多賀城市民歌は、郷土の発展と明るく豊かなまちづくりを願って昭和 51 年 11 月 1 日に多賀城市民憲章と同時に制定し、多賀城市民憲章とともに普及に努めてまいりました。本市ではさらなる普及啓発を図るため、多賀城市民歌と多賀城踊りの歌を合わせた音楽 CD を作成し、平成 22 年 3 月に市内各小・中学校へ教材として配布いたしております。

また、震災から 1 年を経過し復興元年と言われる中、復興に向け今何が必要かとなりますと、私は人と人とのつながり、そして地域のきずなをはぐくむことが最も大切なことであると思っております。このようなことから、多賀城市民のつながり、きずなをはぐくむ歌として CD を行政区に配布し、普及啓発に努めてまいりたいと思っております。

天童市に五、六年前ですか、私、50 周年だったと思うんですけども行ったときに、天童の市民歌を起立してほとんど何も見ないで市民の人、歌っておりました。そのくらいになると市民歌も本当に愛されているんだなというふうになるのではないかと思いますので、多賀城でもそういう形になるように、できればどんどん市民歌を皆さんとともに歌っていただきたいと思っております。

お昼の 12 時の休憩時間終わると庁舎内では流れておりますので御存じかと思えます。普及してまいりたいと思えます。

3 点目の外国人住民の住民基本台帳制度についてであります。外国人登録制度の廃止による窓口業務の対応は、基本的に日本国籍の住民の方と同様となります。なお、本市では外国人住民に該当すると見込まれる方について住所の移動や世帯主の変更などの各種届け出が円滑に手続きできるよう確認用の仮住民票を通知した際に説明パンフレットを配布し周知を図っております。

また、国際交流協会との連携についてでございますが、現在、外国人の方が本市に居住する際の市民課での手続において必要に応じて、宮城県国際交流協会が発行する外国人専用の相談窓口案内や、市国際交流協会が発行している国際交流協会だよりなどの広報資料を配布しております。外国人登録制度の廃止後も市国際交流協会等と連携し、外国人の方へ情報を発信してまいります。

4点目の信号発信音についてでございますが、現在、市内には押しボタン型信号が15カ所に設置されており、そのうち発信音機能がついた音響式視覚障害者用信号は2カ所に設置しております。音響式視覚障害者用信号の設置について所轄署の塩釜警察署に確認したところ、設置の明確な基準はなく、地域等からの要望に基づいて整備することから、塩釜警察署を通じまして県警本部に音響式視覚障害者用信号の設置について要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

10番森長一郎議員。

○10番（森 長一郎議員）

まず最初に、2番の市民歌については御理解していただきまして非常にありがたいと思っております。先ほどのきずなの歌としてということでございました。全くそのとおりで、心のつながりが本当に大事な市なんだと。心のつながりを大事にしていく市なんだということを理解していただければいいのかなと思っております。よろしく願いいたします。

3番目の外国人住民の住民基本台帳整備について、大きな変更はないということでございます。今回の震災時でも市内外に住まわれている外国人の方々の行方がなかなかつかめない。どういう支援がというところでも大分これも問題を残しているところだったんだろうと。ただ、その辺の確認で支援が行き届くような形でまたフォローができればいいなとも思っております。これについても答弁は必要ございません。よろしくどうぞお願いいたします。

あわせて、国際交流協会との連携をとっていただきまして密なそれこそ支援なり、あとは生活の補助なりができればなというふうに思いますので、変わらず御支援のほどをお願いしたいと思っております。

次に、4番目の信号発信音についてでございます。

これは私たち健常なものにとってはなかなか気がつかないところでございますが、指摘され、改めて取り上げていただいたということで、ぜひ強い要望をお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

1番目の桜木保育所、これも桜木保育所があわせて県のほうへ要望していただいているということで、まずは一歩前へ進んでいるのかなと。これも市長の先ほど来の質問の中での大きな心をもって訴えていただければなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

実は、近隣の幼稚園の問題でございます。国の制度、認定こども園、総合こども園というふうにゆらゆらと揺れているところではありますが、子供を預かる立場としては同じ多賀城市

の子供たちでございます。その辺のところ、できればそこを幅広く考えていただければ、もしこの幼稚園が希望していればの話なのですが、一緒に考えていただければ国の問題、URでございますが、受入先が国のほうの機関、なかなか地元をわかっていただけないところもあるのではないかと思います。その辺、地域の声として上げていただければと思います。最後にこの1点のみ、桜木保育所の件、こども園も含めて市長からの御答弁を再度ちょうだいしようございます。お願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

桜木の保育所の問題に関しましては、先ほど答弁で答えたとおりでございますけれども、（仮称）七小の用地に復興公営住宅にこれを入れるというふうな状態で設計に入っているという段階になっていると思っております。本当に森議員のお話にもありましたけれども、先生方のおかげで一人も欠けずにけがもなしということで本当に先生方には頭の下がる思いでございます。本当に必死の思いで子供たちを助けていただいたということ、この問題浮上するたびに思っております。

こども園の関係については、今、国会でいろいろと議論されていることですので私のほうからなかなか言いにくいわけでございますけれども、やっぱり子供たちにとってどういうことがいいのかということを真剣に国会のほうで考えていただいた上で結論を出していただくように、厚労省とそれから文科省といろいろ取り合いにならずに、できれば日本の子供たちを育てるという視点から考えていただければいいなという思いでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（板橋恵一）

10番森長一郎議員。

○10番（森 長一郎議員）

被災地にある保育所、それから幼稚園というふうな考え方もこれは地域での今回の多賀城市の立場から言えることでもありますので、ぜひ市長から改めて強く要望していただければと。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

2番戸津川晴美議員の登壇を許します。

（2番 戸津川晴美議員登壇）

○2番（戸津川晴美議員）

ちょっと不意をつかれまして慌てましたけれども、最後ですので、よろしく願いをいたします。

私の質問は大きく2点でございます。

まず1点目は、放射能対策についてでございます。

福島第一原子力発電所事故の後、本市では昨年7月11日から空間放射線量の測定を開始いたしました。当初は市内9カ所というごく限られた地点での測定でしたけれども、その中に私は非常に注目すべき数字があると思います。

地上50センチの地点において0.16マイクロシーベルト/hという数字が7月19日、8月3日、8月10日の3回にわたって記録をされております。また、ことしの5月に至ってもなお0.10から0.11マイクロシーベルト/hが市内50カ所中の5カ所にわたって計測されている状態です。この数字をどう見るかということが私はまず問われているのだと思います。

事故前の本市の空間線量が幾らであったのか詳細なデータがないので直接比較はできませんけれども、河北新報によりますと、事故発生前の宮城県最大値が0.05マイクロシーベルト/hでございますから、事故以来、現在に至るまで、あるいはこれから先も事故前の2倍以上の放射線を多賀城市民が浴び続けていると。これはつまり低線量被曝を受け続けているというこの事実は隠せないと思います。

低線量被曝については世界でも例がほとんどありませんのでデータが少なく、その全容はまだまだ未説明の部分が多いです。ですからなお不安が増すのだと思いますけれども、チェルノブイリ事故の後、健康調査などから重大なことが判明をいたしました。2003年、低線量被曝によるDNAの損傷が証明されたのでございます。国際放射線防護委員会ICRPもそのことを認めております。

DNAの損傷は、甲状腺がん、白血病を初め、脳神経の異常、また骨の異常、心臓疾患など実にさまざまな影響が指摘されております。特に細胞分裂の盛んな子供たちは、損傷を受けたDNAがどんどん分裂し、そのスピードも速いわけでございますから、大人の4倍から10倍影響を受けると言われております。お母さん方を中心に子供の健康に対する不安が広がっているのはそのためであります。お母さん方の不安を少しでも解消し、安心して子育てをしていただくために次の4点についてお伺いをいたします。

保育所及び学校給食食材の放射線測定についてきめ細かく行うべきと思いますが、いかがでしょうか。家庭での使用する食材、これについては不安の聲が寄せられております。例えば自分の家でつくった野菜があるんだけど、これを私が食べるのは構わないが、孫にも食べさせるので心配であるとか、ことしの柿は干し柿にしても食べられるのだろうかとか、庭になったキウイは近所の人にあげたいけれども大丈夫だろうかとか、このような声も寄せられております。そういう家庭から持ち込まれる、市民が持ち込むそういう食材についても測定ができるようにするためには測定機器の整備が必要であると思いますが、いかがでしょうか。

2点目でございます。

広範囲に飛散したセシウム、これは土に混じったり、土ほこりやちりにくっついて浮遊をしていると言われます。また、このセシウム137というのは半減期は30年という大変長い

期間でございまして、8分の1に減るにも90年もかかるという大変厄介な代物です。

また、セシウムは土や砂に付着していて雨が降っても溶け出すものではない。このことも証明されております。

また、空間線量が低いからといって問題ないと思っていらっしゃるのではないかという向きを私は感じますけれども、この件にいたしましても、空間線量と土の放射性物質の因果関係といえますか、正比例はしていない。空間線量が低いから土も問題ないということは決して言えないということもこのたび判明をいたしております。

つきましては、子供たちが直接接触する、砂で遊ぶ、そういうことが懸念される保育所の砂場の砂、そしてまた子供たちが駆け回る校庭の表土など、多賀城小学校のみの測定は終わっていると聞きましたけれども、他の学校や保育所については一向に進んでおりません。お母さん方の不安は、大丈夫大丈夫と口で言われても、不安は解消しないと思います。実際に数字を提示して、これこれだから安心してくださいと言わなければ、不安の解消には結びつきません。これから土の放射線量をどのようにしてはかっているのか、お答えを願います。

3点目でございます。

チェルノブイリ事故の後、五、六年がたってから子供のほうで甲状腺がんがふえたということは皆さんも御存じだと思います。そして、甲状腺がんというのは何しろ早期発見がかぎなのだそうでございます。そしてこの病気は予後がよいとも言われています。ですから、何しろ子供のがんの早期発見、これに努めるべきだと思いますが、その子供たちの健康検査の体制、しっかりとっておられるとはとても思えません。どのようにこれからなさるのか、その方針についてお伺いをいたします。

4点目でございます。

最後には女川原発の再稼働についてお伺いをいたします。

ことし5月5日、北海道の泊原発が定期点検のために停止をいたしました。国内54基のすべての原発が停止状態で今日に至っております。子供の日を原発ゼロで迎えられたということで多くの国民が安堵いたしました。そしてまた、この機会に原発依存を見直し、自然エネルギーへの転換ができればと、子供たちへの何よりのプレゼントになると期待も高まっておりました。ところが、政府は6月16日、国民生活を守るため、経済の混乱を避けるため、または夏場の電力不足を解消するためと、関西電力大飯原発の3号機、4号機の再稼働を強引に決定いたしました。この決定に対しましては多くの市民・団体から反対の意が述べられております。

このように世論を無視してまで再稼働の決定をする政府でございまして、この先、今停止中の女川原発を再稼働するということもあり得ない話ではないと思います。もし女川原発が再稼働されれば、いつ福島のようになるかわからない。そういう心配が浮上してまいります。再稼働に対して私はこれは中止していただくべきだと思いますけれども、市長はいかがお考えでしょうかお答え願います。

大きく 2 点目に入らせていただきます。

子供の医療費助成についてであります。

厚生労働省の資料によりますと、2011 年 4 月現在におきまして子供の医療費無料化はもちろんすべての市町村で実施されており、入院に限っていいますと、中学校卒業までの無料化が何と過半数の 51.6%の自治体で実現しているということです。次いで小学校卒業まで、就学前までは何と 19.7%という状況でございます。また、通院に限って申しますと、無料化についても中学校卒業までが 655 自治体であるのに対し、就学前までは何とそれより少ない 622 自治体ということで、就学前よりも中学校卒業までの自治体のほうが多いという状況なのです。

県内を見ましても、35 自治体のうち就学前までの助成にとどまっている自治体は 8 自治体しかなく、もはや子供の医療費助成は中学校卒業までが常識という時代になっております。利府町では入院・通院とも小学校卒業まで、松島町でもことし 10 月から入院は中学卒業までに拡充されるそうでございます。ここ 1 年半の間に県内でも就学前を超えて助成する自治体が大きく倍増している状況です。

背景には、昨日の一般質問でも昌浦議員から指摘がありましたけれども、子育て世代の貧困が大きく広がっているという問題があると思います。また、それに加えて、これはさきの予算委員会でも明らかになりましたけれども、年少扶養控除が廃止になりまして住民税、所得税などにも負担増となります。また、子ども手当が児童手当にかえられることによってまたまた助成額が減るという御家庭もあるとお聞きをいたします。今や子育て世代は厳しい嵐に見舞われている状況なのではないでしょうか。今、手を差し伸べるときではないかと思えますけれども、本市でも拡充に向けてぜひ勇気ある一歩を踏み出していきたいと思えます。

以上をもちまして第 1 回目の質問といたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

戸津川議員の御質問にお答え申し上げます。

放射線対策についての御質問でございますが、まず 1 点目の保育所・学校の給食食材の放射線測定並びに市民の持ち込み食材の測定を行えるよう測定機器の充実した整備についての御質問でございますが、宮城県では先月 21 日から県内 8 力所で調理前の給食食材の放射能サンプル測定検査を実施しており、本市では今週月曜日までに 4 公立保育所分と学校給食センター分の第 1 回目の検査を受けましたが、いずれも検査基準値を超えた食材はございませんでした。

また、補正予算特別委員会で御説明申し上げましたとおり、本市独自の事前検査を 8 月から実施することとしており、これまでのおおむね月 1 回の検査ペースから毎日の検査が可

能となりますので、保護者の不安解消と給食の安全性確保に努めてまいりたいと考えております。

一方、市民の持ち込み食材測定についてですが、国では、家庭菜園で栽培した野菜などの放射性物質の濃度は、その周辺地域で生産出荷されている食材と同様に取り扱うこととされておりますが、市民の不安解消のため、今後、検査体制等について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の園庭・校庭の表土及び砂場などの放射線測定を計画的に行い、不安解消に努力すべきとの御質問ですが、先日の行政報告でも述べましたとおり、市内の学校、公共施設及び公園等の50施設を毎日日が変わりで測定し、その結果につきましては市ホームページ等で公表しているところでございます。これまでの測定結果での最高値は、太陽の家の0.16マイクロシーベルト/h、毎時でございます。地上50センチのところでございますが、本年4月以降は0.13から0.09マイクロシーベルト毎時で推移しており、除染が必要とされるレベル0.23マイクロシーベルト毎時以上を大きく下回っている状況でございます。しかしながら、次代を担う子供たちの健康に関係することから、今後も放射線量の測定及び公表を継続するとともに、これまでも学校及び保育所において日常的に指導してきた外遊び後の手洗いやうがい、また靴の泥を落とすなどの習慣づけの一層の徹底を図りながら国・県及び他の自治体の動向等を注視し対処していきたいと考えております。

次に、3点目の子供たちの放射能健康検査の今後の方針についてでございますが、これまで県が行った調査の結果では、健康調査の必要はないとの結論に至っていることから、今のところ放射能健康検査の実施の予定はありません。しかし、子供たちに対する放射能への健康不安については、私も十分に理解しておりますので、国・県に対しまして原発事故に伴う健康不安を払拭する対応方針等を早急に示すよう求めるとともに、甲状腺検査やがん検診を充実されるよう要望してまいります。

次の放射線対策についてでございますが、女川原発再稼働についてでございますが、少なくとも福島第一原発事故へのしっかりとした対応と安全基準の確立が最前提でございます。原子力災害対策重点区域内に立地する自治体の意向を十分に反映しながら、国の責任において国民的議論を深めて方向性を示すべきものと考えております。

次の子供医療助成についての御質問でございますが、乳幼児医療費助成の年齢拡大につきましては、平成23年第3回定例会で御質問いただいたところでございますが、その際にも御回答申し上げましたが、本市では平成21年4月から通院について対象年齢を3歳から小学校入学前までに拡大し、単独財源を充てて実施をしております。県内の市町村が助成を拡大していることは承知しておりますが、対象年齢を引き上げることとなりますと、入院・通院のいずれも県の助成対象外となり、現在、本市では災害復旧を最優先の課題として取り組んでいるところでもございまして、さらに単独の財源を確保することは大変厳しい状況でございます。

なお、乳幼児医療助成制度は、子育て支援に有効な施策でありますことから、本市といたし

まして国及び県に対しまして機会あるごとに制度の拡大等について要望してまいりますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

2 番戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

それでは、まず 1 点目の保育所や学校給食のことですけれども、私は学校給食については一定の進があったというふうに思っております。ただ、補正委員会でも明らかになりましたけれども、保育所の公立と私立に差をつけるということはどう考えても納得がいきません。同じ多賀城市民のお子さんでございます。お聞きいたしましたら、県に持ち込んで月に 1 回やってもらえるのが私立の保育所、公立は片やすべての食材をやると。これでは大きな差ができてしまうと思うんです。ちなみに塩竈市をお聞きいたしましたら、公私の区別なく、すべて同じ条件で同じようにはかるシステムをきちんとつくっているそうでございます。この点に 1 点お答えを願います。

それから、家庭からの食材につきまして県からちょっと資料を取り寄せたんですけれども、24 の自治体に 34 台の県から機器が貸与されているんですね。どういうわけか多賀城市は抜けているんですよ、そこに多賀城市は入っていない。6 カ所ぐらいしか抜けているところはないんですけれども、すべての他の市町村には県からそういう機器が貸与されているのに多賀城市は来ていない。これは県のほうでお聞きしましたら、要望があればもう一度台数の調整をする可能性はあるというふうにお聞きをいたしました。ぜひ県にその声を上げていただきましてこの市民の不安にこたえていただきたいと思いますが、よろしく願います。

2 点目の、この前とあんまり御答弁が変わっていらっしやらないのでがっかりするんですけれども、先ほども言いましたように、空間線量が安全だからといって土が安全だとは言えないんですよ。塩竈のある保育所でその土で物をつくって野菜をつくって食べさせようとしていたんだそうです。ところが、そこにちょうど小児科の医師の先生のお子さんが通園していたので、その小児科の医師の先生がちょっと待ってくださいと。お待ちをいただいて、それを土をはかってもらったんだそうです。そうしたら 120 から 150 ベクレルの間に出てきたそうです。もちろん土は食べるわけではございませんが、小さい子によっては土を口の中を含むということは大いに考えられると思うんですね。そういう意味でも私はぜひ、しかも私のニュースソースによりますと、大河原町に何か土をはかってくさるところがあって、1 カ所 1,000 円でやってくれるというんです。長町では 3,000 円かかる施設があるそうですが、何しろ大河原は 1,000 円でやってくれると。しかもお願いすれば現地に来てはかってくれるという情報も得ました。ぜひこれは検討を願いたいと思います。

それから、私は、今市長が申しました健康調査の必要はないというのは、これは県の有識者会議の報告書なんですよ。放射線被曝から子供を守る会のお母さん方が市長にお願いをし

まして、その回答書の中にもその文書が載せられています。私はこの文書を読んで愕然といたしました。健康調査の必要はないと。その後こう書いてあるんです。低線量の放射線からあられる健康影響は主としてがんが考えられるが、ここまで私たちと認識は同じなんです。がんの心配があるよということなんです。ところが、がんの早期発見・早期治療のためには、発見、早期治療をするということを重要だと言っているんです。それにもかかわらず一般健診やがん検診で定期的に受診してもらうように啓発することが望ましいという、この言葉を皆さんどのようにお感じになるでしょうか。子供の一般健診でがん検診があるんでしょうか。子供のがん検診、今ありませんよ、そういうものは一切やってませんよ。そういうところでこういうものを出してくる。しかも子供たちは5年から6年かかるわけですよ。小さい2歳、3歳の子供が大人になるまで定期検診待っているということなんです。私はこの文書に怒りを覚えました。保健福祉部長は多分文書を目にされたと思うんですけれども、その辺いかがお感じになっているか答弁を願います。

それから、具体的には、これは私も大変難しいことだと承知しております。甲状腺がんも専門家がないということなんです。私は直ちに医師会、この地域の医師会の先生方と懇談を持っていただいて、子供の定期健診の中で医師会の協力でできることは何なのか。早急にこの懇談を持っていただきながら具体的にお母さん方に示していただくことが私は安心につながると思うんです。よろしく願いします、早期発見のためにですね。

それから、4番目はもう時間がないのでやめます。市長、よろしく願いをします。私も本当にとんでもない決定だと思います。

それから、医療費のことです。時間がないので、いっぱい言いたいことあるんですけれども省略をいたしまして、重要なことだけ聞かせていただきます。時間大丈夫ですか。

貧困が広がっているということは本当に深刻な状況なんです。私はちなみに就学援助の世帯どれくらいふえましたかとお聞きをいたしました。22年度では370人、小・中学校で適用されていた。それが震災後には585人になって、1.6倍にもふえているんです。私はその背景にはもっと申請をしたけれども、ああどうかなと悩んでいらっしゃる方が私の周りにもたくさんございます。そういう人たちに震災の復興とも私は大いに関係があると思いますよ。このことは今子供の手当てをしないですものか。本当に子育て世代、苦しんでいるんです。

そして、しかもこれは国会の答弁ですけれども、もし今議論になっている消費税が導入されたら子育て世代は本当に大打撃なんです。安住大臣もきちんとかういうふうに言っています。子育て世代の年間負担増を数字で出しています。数字は読み上げませんが、負担増になることを認めていらっしゃるんです。消費税が上がらないことを私は願っておりますけれども、こういうことになれば、なお子育て世代は物すごい経済的な苦境に立たされるわけですよ。そういうとき、子供は地域の宝だといいます。であるならば、言葉ではなく実際にその子供を守る手だてを1歩でも2歩でも進めるべきだと思います。

ちなみにお聞きいたします。小学校卒業まで、ちなみに入院だけでもいいです、せめて入院

だけでもいいので、それを拡大するためにはどれだけの予算が必要なのか、それにお答えください。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（板橋惠一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

戸津川議員の再質問にお答え申し上げます。

一番最初の検査体制について、私の答弁で御理解いただけたかなと思ったんですけども、市民の持ち込んだやつですね、これはどうにか検討していきたいということでございますから、いろいろと考えさせていただきたいと。どうするかはこれからでございますけれども、ということでございますから御了承いただきたいと思います。

それから、先ほどの県から34台の機器を借りているということ。これもたしかそういうのが多かったと私も思っております。県のほうにもう一度お話しして、借りられるのかどうか、これも聞いてみます。

それから、土は安全とは言えないというのは、当然そのことはそうだろうと思います。当然子供の安全は考えなければいけないわけでございますが、空気の線量と土は違うというのは、それはそのとおりだとは思いますが、今のところ大丈夫ということもございまして、1,000円でやってくれるというなら非常にありがたいと思っておりますけれども、ちょっとその辺の様子見て考えてみたいと思います。

それと、何か大分早口でしゃべったのでわからない部分があったんですけども、資料も読み上げられましたけれども、これは保健福祉部長のほうから後で答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、定期健診を医師会と話し合ってみたらということでございますから、ちょっと先生方とその辺どうなのか、私自身も関係してくるお医者さん等おりますので、機会があればお話し合いをしてみたいと思います。

それから、子供の医療費助成、これどこの首長方も競い合っているんですね。競い合っているというか、おれのところでここまでやったよって。大衡なんかは最高に、大衡村は高校生までやっているわけですね。あそこまでやれたら本当に最高だなというふうに思います。裏づけがあれば。ただお互いに競い合っているというのが現状でございますが、市長会なんかでも、これは本当は国全体でやってもらうのが本当は一番いいんですけどもなど。地方自治体がお互いに、あんだのところでやったのか、じゃおらほうもすっかというふうな、そういうことで本当はこう競り合うべきではないんじゃないかなという思いはしているわけです。やりたいのは山々ですけども、もうちょっと今、復興・復旧に向けて頑張っている状態でございますから、まずはそちらのほうに重点をシフトさせていただきたいという思いでございます。

以上です。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

まず、1点目の公立保育所と私立保育所での放射能検査の件につきましてでございますが、現段階では本市でも県のほうにお願いをしまして月何回かということとさせていただきますということで、これにつきましては私立保育所につきましても受託といいますか、検査は可能なんです。それで、うちのほうとしましては、すべての保育所に対して検査希望をとらせていただきました。当然認可保育所、私どもの認可のというか、保育所のほうでも手を挙げて県のほうにお願いしてやっていたらいいんですが、私立の保育所につきましてはうちは希望しませんというふうなことで回答をいただいているというところもございます。したがって、すべての私立保育所が受けているかというところではなくて、希望している私立保育所については現段階では放射能の検査をさせていただいております。ただし、回数的には少ないということなので、例えば多賀城市では8月以降は自前の測定機器をお借りしますので、8月以降、したがって、その機器を使って、県のほうにはお願いをしなくなるので県のほうの検査の回数が当然ふえてきますから、私立保育所等につきましてもそういう意味では検査回数は小まめにできるようになるのではないかと考えています。

なお、先ほど市長が申し上げましたのは、とりあえず7月中に1台の貸与が可能ということなので、8月以降は自前の機械で毎日やるわけですけども、1台ではなかなか1日の検査回数に限りがありますので、市民の方々の要望にこたえるにしてもなかなか難しい問題がありますので、今その追加の要求をしているところでございます。そういったものの台数がふえれば、随時市民の方々や私立保育所のほうについてもお願いをしていきたいとか、そういった検査をしていきたいと、こういうふうな今考えでおりますので、少し時間はかかるかもしれませんが、方向性としては議員と同じ方向性を向いているのではないかと考えております。

それから子供たちの健康診査ということでございますが、これもこれまで何度かお話をさせていただいておりますが、宮城県の健康影響に関する有識者会議というものが第1回目が今年の10月にございまして、その後、丸森町の筆甫・耕野地区、そこが中心になりました検査をしたところ、子供たちの被曝はなかったということ、それからことしの1月に第2回、宮城県健康影響に関する有識者会議というのがございまして、こちらのほうでは今後、健康への影響は見られず、調査の継続の必要性はないという報告をいただいておりますので、この件に関しましては、私どもとしましてはその有識者会議の意見を受けまして、健康調査の必要性というのは今現段階としては薄いということから、していないということでございます。

それから、最後に、入院費用というふうなことでのお話がありましたので、これ具体的な金額ということでしたが、小学校1年生から小学校6年生までの入院に対して、通院ではな

くて入院に限って年齢の拡大をした場合、幾らぐらいかかるかということなんですが、おおむね約 120 万円ぐらいということで回答させていただきます。

以上です。

○議長（板橋恵一）

2 番戸津川晴美議員、質問で答弁求めたいところははっきりと質問してください。そうするとこちらのほうも答弁しやすくなると思いますので、その辺よろしくお願いします。

○2 番（戸津川晴美議員）

公立保育所と私立保育所のことについて、私はまだ若干違いがあると思いますので、これはちょっと時間がないのでやめておきますけれども、結構です。

塩竈市では 1 台 420 万円ぐらいする機器を自費で買ったんだそうですよ、自前で買ったということもあります。だから、私はちょっと市長のお答えにしても家庭の食材を本気で調べる気があるのかないのか、ちょっとあいまいだなと思うんです。もう一度ぜひ借りるとか、ぜひやりますというお答えをいただきたいんですが、いかがでしょうか。

土のほうは、さっきも言ったように 1,000 円でやれるということはこれはガセネタではないと思います。私もそういうことがあるんですからぜひ調べていただいて、土もはかりますというふうに言っていただきたいんですが、まだそこ言ってませんね。よろしくありません。土をはかるのかはからないのか、はっきりしてください。

それから、御存じのように国は子供の健康のことなんか本当にほったらかしじゃないですか。予算なんか 1 円も来てないですよ。福島だってあの状態ですよ。ですから、私はここは本当に県だって、県はどうかわかりませんが、本気になって国や県を動かす気がなければ、多賀城市の子供たちの命はどなたが守ってくれるんでしょうか。私はまだまだ、市長にお尋ねしますよ。機会があれば言うと言いました。そういう医師会への要望ですね、医師会とのことはきちんとした場所で要望として、こういう要望が出ているんだけどどうなのだというのを、個人的な知り合いなどではなくて、きちんとした医師会の場で市長として言うべきだと思います。そこをもう一度お答えをお願いします。

もう今聞いてびっくりしました。120 万円ですよ。何でそれができないんですか。私はそこは解せません。もう一度お願いします。市長、120 万円がなぜできないんでしょうか。私は復興、まさに復興の手助けをする子供たちの命を守るための貴重な 120 万円じゃないですか。ぜひ御決断をお願いします。

以上です。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の検査体制につきましては、直接やるのか、あるいは業者にやらせるのか、いろいろと検討しておる状態ですから御理解いただきたいと思っております。

医師会の必要性については、ちょっと私も手元にこの間のいろいろと原子力の問題でうち

のほうから答弁したやつないものですから、それをちょっともう一回調べ直して、それからにさせていただきたいと思います。

120万円ですって言われればそれだけでございますけれども、いろいろと周りの環境とかいろんなこともございまして、自治体間の競争というようなこともあります。その辺のことをぜひ御理解いただきたいと思いますと言っても、いただけないんでしょうけれども、おわかりいただきたいと思いますっております。

以上です。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時30分といたします。

午後0時18分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第3 意見書案第4号 基地対策予算の増額等を求める意見書の提出について

○議長（板橋恵一）

日程第3、意見書案第4号 基地対策予算の増額等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の金野次男議員から提案理由の説明を求めます。金野議員。

○7番（金野次男議員）

基地対策予算の増額等を求める意見書は、全会派一致であることを申し述べて説明をさせていただきます。

本市を初め基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向け鋭意努力しております。また、これまでも総務省所管の固定資産税等の基地交付金や調整交付金が交付されております。よって、基地交付金及び調整交付金について平成25年度予算においても増額を願い、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いします。

以上です。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 意見書案第 5 号 東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書の提出について

○議長（板橋恵一）

日程第 4、意見書案第 5 号 東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の金野次男議員から提案理由の説明を求めます。金野議員。

○7 番（金野次男議員）

本意見書も議会運営委員会において全会派一致ということで提出をし、説明をさせていただきます。

東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書でございます。

東日本大震災により大きな被害を受けた被災者に対する医療費一部負担金免除の扱いは、延長されたといえ、2012 年 9 月 30 日が期限となっております。自己負担免除期限が切られている状態では安心して医療にはかかれません。被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などによって一層の健康悪化が心配であります。

よって、東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除期間を 9 月末で区切らず継続することを願い、意見書を提出するものでございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第 5 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 請願・陳情

○議長（板橋恵一）

日程第 5、請願・陳情に入ります。

陳情第 1 号 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の成立を強く非難し、その即時廃止を求める要望書

陳情第 2 号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める陳情書

陳情第 3 号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める要請書

陳情第 4 号 『政府の「年金額 2.5%の削減」施策撤回を求める意見書』採択のお願い

以上 4 件の陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

以上で陳情の報告といたします。

○議長（板橋恵一）

次に、各組合等議会の報告をいたします。

各組合等議会の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって各組合等議会の報告を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 24 年第 2 回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後 1 時 35 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 24 年 6 月 20 日

議 長 板 橋 恵 一

署名議員 吉 田 瑞 生

同 昌 浦 泰 已